別紙（用紙の大きさは日本工業規格Ａ４）

受験資格認定申請書

年　　月　　日

文部科学大臣　殿

ふりがな
氏　名　　年　　月　　日生

住　所（〒　　）

下記により、学芸員の受験資格の認定を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

記

受験資格　　1　試験認定　　2　無試験認定

（注）受験資格の認定を希望する項を○印で囲んでください。

添付資料
1　履歴書（別記第２号様式により作成したもの）
2　学芸員補の職又はこれに相当する職の在職年数及び職務内容を証明する書類
3　博物館に関する経験年数及び職務内容を証明する書類
4　教育職員の職としてあつた在職年数及び職務内容を証明する書類
5　その他参考となる資料

## ○農林水産省告示第八百二十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条第二項の規定に基づき、平成二十三年二月十四日農林水産省告示第三百九十八号（平成二十三年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

本文ただし書中「とする。」を、「とし、一類の麦でパン又は中華麺の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては別表四の上欄に掲げる地域ごとにそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。」に改める。

別表一を次のように改める。

**別表一**

| 農業災害補償法第百六条第一項第一号の農林水産大臣が定める区分 | 地域 | 一キログラム当たり共済金額の範囲 |
|---|---|---|
| 1 | 東京都、新潟県、福井県、大阪府、和歌山県、鳥取県、高知県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域 | 二八円　二一円（対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づき同法第三条第一項第二号の交付金の交付を受けて、同法第二条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成二十三年産の麦の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付を受けるものの申請をする者であって当該交付金の交付に係る麦（同年産の麦について農業災害補償法第八十四条第一項第一号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦（以下「対象麦」という。）にあっては、一四円（対象農業者の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第五条第一項の交付金の交付を受けて、同法第二条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成二十三年産の麦の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付を受けるものの申請をする者であって当該交付金の交付に係る麦（同年産の麦について農業災害補償法第八十四条第一項第一号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦（以下「対象麦」という。）にあっては、一四円） |
| 2 | 石川県の区域 | 二八円　二一円（対象麦にあっては、一一円　九七円　七三円　四九円　四二円　三五円　二八円　二一円　一四円） |
| 3 | 京都府の区域 | 二八円　二一円（対象麦にあっては、一一円　九七円　七三円　五〇円　四三円　三六円　二八円　二一円　一四円） |
| 4 | 富山県及び静岡県の区域 | 二八円　二一円（対象麦にあっては、一一円　九八円　七四円　五〇円　四三円　三六円　二八円　二一円　一四円） |
| 5 | 千葉県、奈良県及び岡山県の区域 | 二八円　二一円（対象麦にあっては、一一円　九九円　七五円　五一円　四三円　三五円　二八円　二一円　一四円） |
| 6 | 岩手県及び山形県の区域 | 二八円　二一円（対象麦にあっては、一一円　一〇〇円　七七円　五四円　四五円　三六円　二八円　二一円　一四円） |
| 7 | 徳島県の区域 | 二八円　二一円（対象麦にあっては、一一円　一〇〇円　七六円　五二円　四四円　三六円　二八円　二一円　一四円） |